資料7　別冊

答申書（水道料金水準等の見直しについて）に係る付属資料

目次

1　いわき水みらいビジョン2031の取組状況について（令和７年度末時点）

(1)　いわき市水道事業　事業評価（令和７年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

(2)　経営効率化の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

2　水道料金水準等の見直し

(1)　給水収益（水道料金収入）の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

(2)　令和8年度から令和13年度までの財政収支見通し（料金改定前）・・・・・・・・・9

(3)　料金改定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

(4)　必要となる料金収入の算定方法（総括原価方式）・・・・・・・・・・・・・・・・13

(5)　料金水準の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

(6)　料金体系の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

(7)　料金水準と料金体系の見直し（まとめ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

(8)　水道料金表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

(9)　影響シミュレーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

(10)　水道料金の県内他市比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

Ⅰ　いわき水みらいビジョン2031の取組状況について
（令和７年度末時点）

（１）いわき市水道事業　事業評価（令和７年度）

①　事業評価の目的について

水道事業の経営計画である「いわき水みらいビジョン2031」では、事業をより効率的かつ効果的に実施し、将来像の実現を推進するために、PDCAサイクルによる事業の進捗管理と事業効果の点検評価を行い、改善策等を翌年度以降の計画や予算に反映させることで継続的な改善・見直しを図ることとしている。評価にあたっては、事業の進捗状況をA～Eの５段階で評価し、主要９事業については、重要業務指標（KPI）を設定し、事業の効果なども確認している。

②　66事業の実施事業評価について

※令和７年度は、事業完了などにより、全66事業のうち10事業の評価なし。

56事業中52事業がＡ評価（順調）となっている。

Ｂ評価（概ね順調）となった３事業、Ｃ評価（やや遅れている）となった１事業の主な理由は、入札不調などによる繰越や事業年度の変更によるものである。

なお、繰越事業は令和８年度に完了し、年度変更した事業は令和９年度に実施される予定となっている。

	A	B	C	計
安　全	12	0	0	12
強　靭	16	3	1	20
うち主要９事業	(6)	(2)	(0)	(8)
持　続	24	0	0	24
計	52	3	1	56

③　重要業務指標（KPI）について

８指標が令和７年度目標値を達成、１指標が達成見込みとなったことから、主要事業の成果が現れている。

No.	業務指標名	R7 (実績値)	R7 (目標値)	達成状況	指標の解説
1	バックアップ率（%）	70.9%	69.1%	R7達成	各浄水場の機能が停止した場合の給水の安定性を表すもの。
2	基幹浄水場連絡管整備事業の進捗率（%）	81.8%	69.2%	R7達成	相互融通体制の構築において重要となる基幹浄水場連絡管整備事業の進捗状況を示すもの。

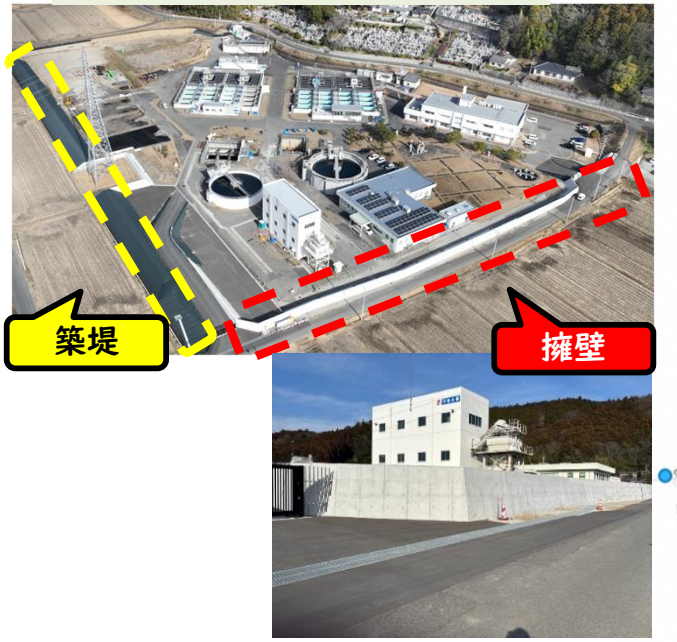
No.	業務指標名	R7 (実績値)	R7 (目標値)	達成 状況	指標の解説
3	**耐震診断実施率（%）**	**54.5%**	76.5%	取組 継続中	耐震診断対象施設のうち耐震診断を実施した施設の割合を示すもの。
4	**浄水施設の耐震化率（%）**	**39.2%**	23.6%	R7達成	全浄水施設能力に対する耐震対策が施されている浄水施設能力の割合を示すもの。
5	**ポンプ所の耐震化率（%）**	**61.2%**	51.6%	R7達成	耐震化対象ポンプ所（ランクA）能力に対する耐震対策が施されたポンプ所能力の割合を示すもの。
6	**配水池の耐震化率（%）**	**58.6%**	46.9%	R7達成	全配水池容量に対する耐震対策の施された配水池の容量の割合を示すもの。
7	**管路の耐震管率（%）**	**17.9%**	18.3%	取組 継続中	導・送・配水管(配水支管を含む)すべての管路の延長に対する耐震管の延長の割合を示すもの。
8	**基幹管路の耐震管率（%）**	**47.2%**	46.9％	R7達成	基幹管路（導・送・配水本管）の延長に対する耐震管の延長の割合を示すもの。
9	**重要給水施設配水管路の耐震管率（%）**	**62.1%**	61.9%	R7達成	重要給水施設への配水管の総延長に対する耐震管延長の割合を示すもの。
10	**津波・浸水対策実施率（%）**	**100%**	100%	R7達成 完了	恒久対策及び予防対策実施対象施設のうち津波・浸水対策を完了した施設の割合を示すもの。
11	**土砂災害対策実施率（%）**	**100% (R6)**	100% (R6)	R6完了	対象施設のうち土砂災害対策を完了した施設の割合を示すもの。
12	**停電対策実施率（%）**	**69.6%**	73.9%	R8達成 見込	対象施設のうち停電対策を完了した施設の割合を示すもの。
13	**施設の更新率（%）**	**0.5％**	1.1%	取組 継続中	総施設数に対する水道施設整備計画の計画期間内に更新された施設の割合を示すもの。
14	**管路の更新率（%）** ※Ｒ４～Ｒ７平均値	**0.90%**	1.00%	取組 継続中	管路の延長に対する更新された管路延長の割合を示すもの。

（１）いわき市水道事業　事業評価（令和７年度）

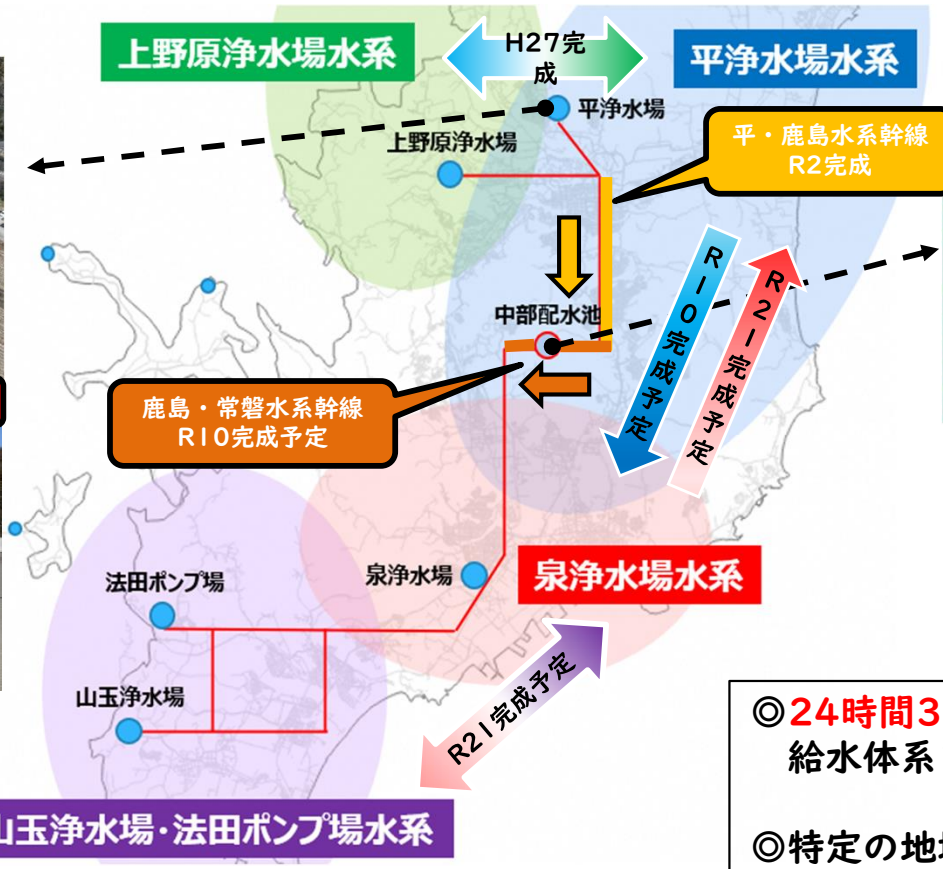
④ 最適で災害に強い水道システムの構築

平浄水場の浸水対策（擁壁や築堤を浄水場の外周に設置）は令和７年度に完了しました。
現在、浄水場水系間を相互融通する連絡管やその基地となる中部配水池の整備を進めており、
令和10年度の完成を予定しています。

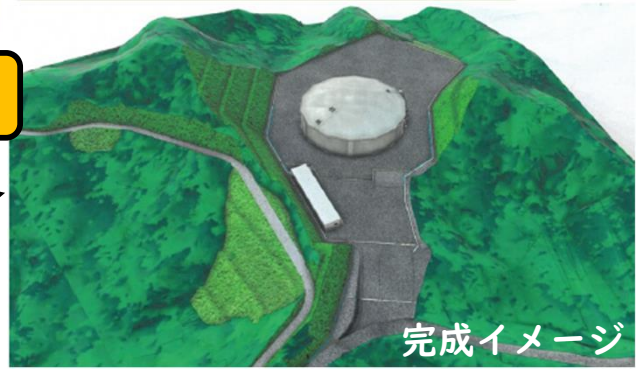
【平浄水場の浸水対策】



水道水の相互融通体制のイメージ（将来像）



【中部配水池の整備】



◎24時間365日、安全・安心な
給水体系を構築・維持します。

◎特定の地域が甚大な被害を受けた場合でも、
断水を最小化するため、バックアップ体制
の整備を進めます。

（２）経営効率化の取組

① 経営効率化の取組の目的について

給水人口の減少等による水道料金収入の減少やエネルギー価格・物価の高騰などに伴う経費の増嵩に対処するため、経営効率化の取組を着実に実施している。

② 効果額について

水道施設のダウンサイジングや効率的な運用をはじめ、施設の強靭化対策に係る財源の確保などによる4つの取組により、令和４年度から令和７年度までの効果額は合計51億400万円となった。

（単位：千円）

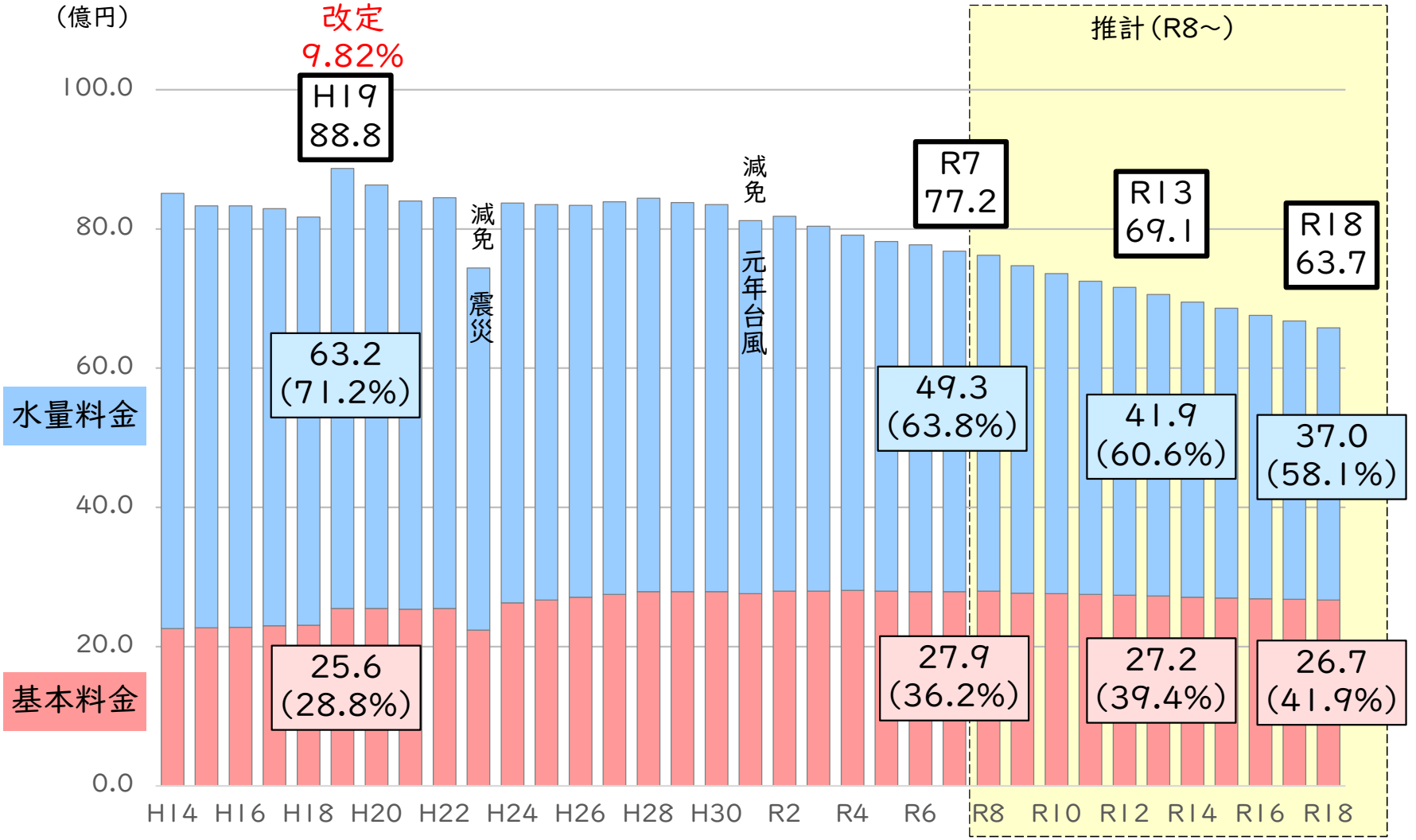
経営効率化の取組	事業名	R4～5実績	R6実績	R7実績	R4-R7 累計
水道施設の適正化・効率化の取組	No.15　水道施設のダウンサイジングの検討	2,823,220	545,158	464,456	3,832,834
	No.16　水道施設の効率的な運用	23,224	34,783	34,791	92,798
	No.38　漏水防止対策事業	0	43,543	62,350	105,893
	小計	2,846,444	623,484	561,597	4,031,525
水道施設の更新需要等経費節減の取組	（No.15　水道施設のダウンサイジングの検討（再掲））	(2,823,220)	(545,158)	(464,456)	(3,832,834)
	No.36　水道施設長寿命化計画の推進	0	28,567	18,700	47,267
	小計	0	28,567	18,700	47,267
財源確保及び業務改善の取組	No.47　企業債管理の適正化	0	10,532	0	10,532
	No.49　財政支援等の要望と新たな財源確保の推進	121,036	251,713	490,797	863,546
	No.51　業務改善の推進	39,874	55,629	49,873	145,376
	No.53　ICT活用による業務の効率化の検討	946	1,145	1,195	3,286
	小計	161,856	319,019	541,865	1,022,740
効率的な組織体制構築の取組	No.44　職員教育の充実と求められる技術力の確保	777	891	846	2,514
	小計	777	891	846	2,514
合　　計		3,009,077	971,961	1,123,008	5,104,046

２　水道料金水準等の見直しについて

（１）給水収益（水道料金収入）の推計

〔実績〕・平成19年度（前回改定年）の88.8億円から、令和7年度には77.2億円(※)となり11.6億円減少。
(※)R７決算値には、水道料金負担軽減事業に伴う一般会計負担金（減免相当分）を含む。

〔推計〕・令和13年度には69.1億円、令和18年度には63.7億円まで減少。
・基本料金の割合は、令和7年度の36.2%から年々上昇し、令和13年度には39.4%、令和18年度には41.9%となる見込み。



Point

・基本料金に比べ、水量料金が大きく減少
・基本料金の割合が年々上昇傾向

（２）令和８年度から令和13年度までの財政収支見通し（料金改定前）

① 収支見通しの前提条件について

令和７年国勢調査速報値、令和７年度決算の状況、物価の動向などを反映した。

② 収支見通しの状況について

収益的収支は、令和８年度以降、毎年度赤字となる見込みである。
資金残高は、令和12年度には資金不足が生じる見込みである。（表は次ページに掲載）

収益的収支（税抜）

（単位：億円）

	区　分	R4	R5	R6	R7	R8	前期計	R9	R10	R11	R12	R13	後期計	合　計
収入	財政計画(A)	91.5	91.0	90.2	89.6	88.9	451.2	88.3	87.5	86.8	86.2	85.6	434.4	885.6
	決算（見込）額(B)	90.4	88.5	88.5	88.2	86.7	442.3	84.2	82.9	81.7	80.5	79.4	408.7	851.0
	差(B - A)	△ 1.1	△ 2.5	△ 1.7	△ 1.4	△ 2.2	△ 8.9	△ 4.1	△ 4.6	△ 5.1	△ 5.7	△ 6.2	△ 25.7	△ 34.6
支出	財政計画(A)	83.2	85.0	83.1	87.2	87.9	426.4	84.9	87.4	87.1	87.3	86.9	433.6	860.0
	決算（見込）額(B)	82.2	82.4	82.3	84.7	90.2	421.8	89.0	91.3	91.9	92.2	91.1	455.5	877.3
	差(B - A)	△ 1.0	△ 2.6	△ 0.8	△ 2.5	2.3	△ 4.6	4.1	3.9	4.8	4.9	4.2	21.9	17.3
純利益	財政計画(A)	8.3	6.0	7.1	2.4	1.0	24.8	3.4	0.1	△ 0.3	△ 1.1	△ 1.3	0.8	25.6
	決算（見込）額(B)	8.2	6.1	6.2	3.5	△ 3.5	20.5	△ 4.8	△ 8.4	△ 10.2	△ 11.7	△ 11.7	△ 46.8	△ 26.3
	差(B - A)	△ 0.1	0.1	△ 0.9	1.1	△ 4.5	△ 4.3	△ 8.2	△ 8.5	△ 9.9	△ 10.6	△ 10.4	△ 47.6	△ 51.9

資本的収支（税込）

（単位：億円）

	区　分	R4	R5	R6	R7	R8	前期計	R9	R10	R11	R12	R13	後期計	合　計
収入	財政計画(A)	28.2	34.0	28.8	31.7	28.2	150.9	30.8	25.4	23.4	24.1	26.0	129.7	280.6
	決算（見込）額(B)	28.3	32.1	30.8	37.1	60.5	188.8	42.0	42.3	29.6	28.3	27.2	169.4	358.2
	差(B - A)	0.1	△ 1.9	2.0	5.4	32.3	37.9	11.2	16.9	6.2	4.2	1.2	39.7	77.6
支出	財政計画(A)	77.7	87.8	86.3	86.7	82.4	420.9	79.3	72.4	75.2	73.7	76.9	377.5	798.4
	決算（見込）額(B)	81.3	73.8	78.4	73.6	119.6	426.7	90.2	88.6	76.7	72.9	77.7	406.1	832.8
	差(B - A)	3.6	△ 14.0	△ 7.9	△ 13.1	37.2	5.8	10.9	16.2	1.5	△ 0.8	0.8	28.6	34.4
収支不足額	財政計画(A)	49.5	53.8	57.5	55.0	54.2	270.0	48.5	47.0	51.8	49.6	50.9	247.8	517.8
	決算（見込）額(B)	53.0	41.7	47.6	36.5	59.1	237.9	48.2	46.3	47.1	44.6	50.5	236.7	474.6
	差(B - A)	3.5	△ 12.1	△ 9.9	△ 18.5	4.9	△ 32.1	△ 0.3	△ 0.7	△ 4.7	△ 5.0	△ 0.4	△ 11.1	△ 43.2

※令和７年度までは決算額を記載している。

（2）令和８年度から令和13年度までの財政収支見通し

補填財源・資金残高　　（単位：億円）

区　分		R4	R5	R6	R7	R8	前期計	R9	R10	R11	R12	R13	後期計
補填財源	財政計画(A)	95.3	90.2	83.1	68.0	54.8		45.1	38.1	33.2	23.4	16.4	
	決算（見込）額(B)	120.2	109.0	110.9	103.8	106.4		83.3	68.0	52.9	35.8	22.4	
	差(B - A)	24.9	18.8	27.8	35.8	51.6		38.2	29.9	19.7	12.4	6.0	
資金残高	財政計画(A)	45.8	36.4	25.6	13.0	0.6		△ 3.4	△ 8.9	△ 18.6	△ 26.2	△ 34.5	
	決算（見込）額(B)	67.2	67.3	63.3	67.3	47.3		35.1	21.7	5.8	△ 8.8	△ 28.1	
	差(B - A)	21.4	30.9	37.7	54.3	46.7		38.5	30.6	24.4	17.4	6.4	

収益的収支について
・令和７年度決算では、純利益が計画比1.1億円の増となった。
・令和８年度では、給水人口の減に伴う給水収益の減や電気料金高騰に伴う動力費の増などにより、3.5億円の赤字（純損失）となる見込みである。
・令和９年度以降も同様の傾向により、後期では純利益が計画比47.6億円減となる見込みである。
・収益的収支が赤字となる時期は、令和11年度から令和８年度に前倒しとなる見込みである。

資本的収支について
・建設改良工事の繰越が計画期間前から続いていること等により、全体で支出が34.4億円増となる。
・支出に伴う財源（収入）は国庫補助金等の活用等により、全体で収入が77.6億円増となる。
・このため、資本的収支不足額は期間全体で43.2億円改善となる見込みである。

補填財源・資金残高について
・資金不足が生じる時期は、資本的収支が国庫補助金等の活用等により改善されたため、令和９年度から令和12年度となる見込みである。

（3）料金改定の考え方

経営の安定性	今後も想定される人口減少や社会情勢の変化に対応しながら、将来にわたって、市民に安全で安心な水道水をお届けすることができるよう、**水道施設等の計画的な更新や災害対策の早期実施を進め、かつ安定的な経営が実現**できる料金とする。
一般家庭への負担配慮と料金の公平性	料金改定による市民の負担増を可能な限り抑えるとともに、日常生活に必要不可欠な水道水を、市民に安心して利用いただけるよう、現行の料金体系における**一般家庭への負担配慮の考え方を継続する**。 また、**利用者間の負担の公平性**に配慮する。
体系のあり方	固定費と変動費の割合を踏まえ、将来を見据えた料金体系へ徐々に変更していくなど、**現行制度からの激変を避け、料金制度全般について緩やかな見直しを実施する。**

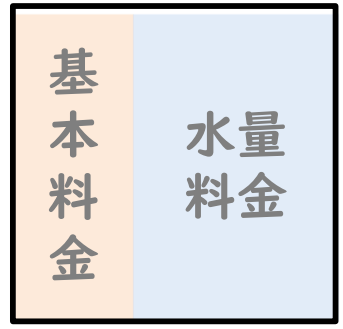
【概要】料金改定の検討手順

料金改定の手順は次のとおりである。

収入総額に注目！

料金水準の設定

総括原価に基づき、料金収入の総額を決定する。
料金算定期間：令和９年度～令和13年度
（５年間）

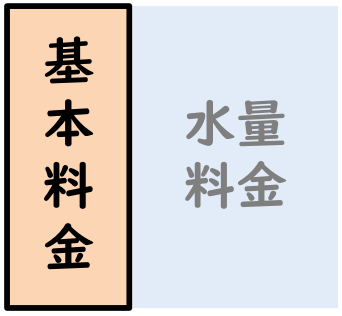


基本料金に注目！

料金体系の設定

①基本料金と水量料金の割合の見直し

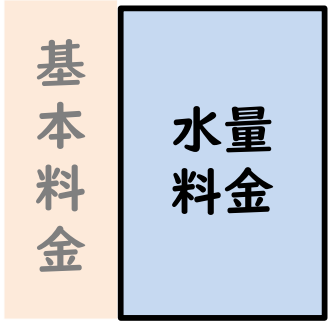
現行の基本料金の割合を踏まえ、どう引き上げるかを決定する。



水量料金に注目！

②水量料金の逓増制の見直し

料金収入の総額から引上げ後の基本料金収入を差し引いた額（＝水量料金分）について、どう現在の逓増度を引き下げるかを決定する（主に、第１段階単価と第5段階単価の差の縮小）。



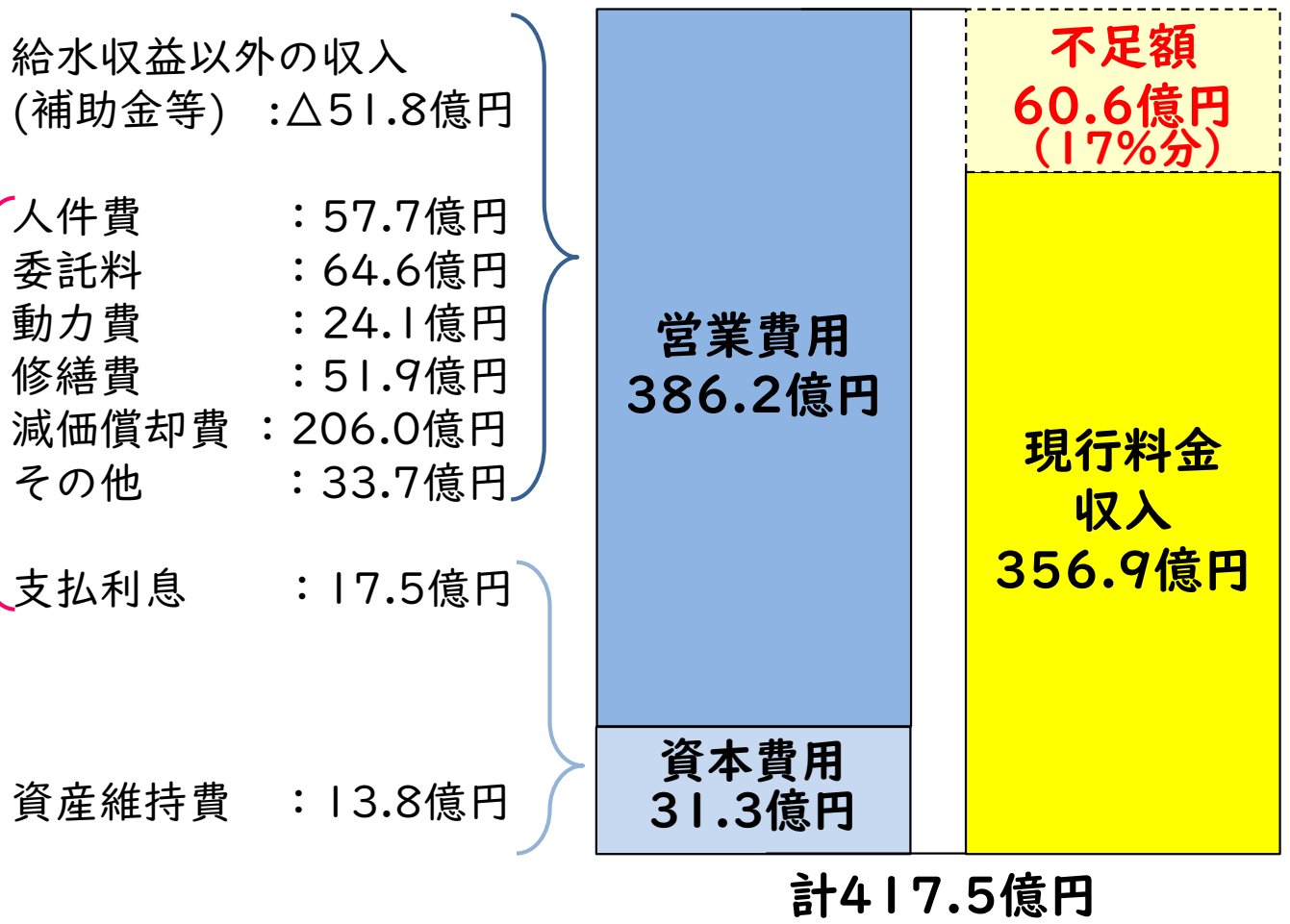
（4）必要となる料金収入の算定方法（総括原価方式）

財政収支シミュレーションでは、料金算定期間（５か年）の各収支科目の見通しを基に収益的収支を見込み、必要な総括原価を算定します。
総括原価は必要な費用を積み上げて算出されるものであり、料金収入は新しい料金体系に基づき、口径別の給水件数や段階別水量をもとに、基本料金と水量料金を合算して算定します。

財政収支シミュレーション

収益的収支

区　分	具体例	R9～R13計
収入（決算見込）額	給水収益 補助金や長期前受金	408.7億円
支出（決算決込）額	人件費や委託料	455.5億円
資産維持費（純利益）	施設の更新費用	13.8億円



（5） 料金水準の見直し

① 料金水準の設定状況

算定期間	５か年間（令和９年度から令和13年度まで）
不足額	60.6億円

② 改定（最新の財政収支見通しを踏まえ、経営の安定化を図った案）

区分	平均改定率	考え方			
		水道事業（水道局）			市民（利用者）
		経営の安定性			使用者の負担
		純利益の計	資金残高（※）	借入金残高（※）	水道料金
改定	17%	13.8億円	29億円	293億円	生活用水使用者に配慮する

※ 資金残高・借入金残高は、令和13年度末の値

【参考】算定要領に則った試算（標準的な資産維持費を含めた料金水準）

区分	算定結果		
	平均改定率	純利益の計（資産維持費）	資金残高
算定要領試算	51%	135億円	150億円

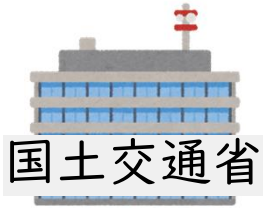
※算定要領では、シミュレーションによる標準的な資産維持費（率にして３%）を示しているが、資産維持費は、各事業体の施設の更新状況等を勘案して決定することが可能である。

※資産維持費計算
：償却資産900億円×率３%×５年＝135億円

(5) 料金水準の見直し～経営の安定性について～

①　純利益について

（ア）国の考え方



・水道法（H30改正）や水道料金算定要領等において、水道料金の設定の基礎には、資産維持費（純利益（黒字）＝施設の更新費用）を含める必要がある。

（イ）本市水道局の考え方

安全で安心な水を24時間365日送り届けられるよう、
経営の安定化を図り、将来の施設更新に備え、純利益を確保する。

・純利益の最新見通し
令和8年度以降赤字となる見込み
⇒赤字となった場合、補てん財源に資金を積み立てることができないため、施設の更新に影響します。

【純利益の目標】
計画期間内の毎年度の黒字化（純利益の確保）を目標とする。

(5) 料金水準の見直し～経営の安定性について～

②　資金残高（補てん財源残高）について

（ア）国の考え方



・世代間負担の公平と経営健全化維持の双方の観点から、一定程度の自己資金を確保することが望まれること。
・料金等の額を決定する場合には、この点についても勘案し、適正な率の事業報酬（資産維持費の意）を含ませることが適当であること。

※公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年８月）

（イ）本市水道局の考え方

資金残高（補てん財源残高）については、
将来の施設更新に備えるとともに、非常時の運転資金として確保します。

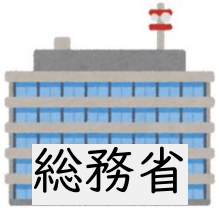
・資金残高の最新見通し
令和12年度以降の資金残高不足となる見込み
⇒資金不足になりそうな場合、事業費を減らすか、借入金を増やすか、水道料金を値上げするか、になります。

【計画期間最終年度における資金残高の目標】
将来の施設更新や非常時の運転資金として、東日本大震災の断水期間を踏まえ、月平均支出額の２か月分以上（28億円以上）を確保する。

（５）料金水準の見直し～経営の安定性について～

③　借入金残高について

（ア）国の考え方



「将来世代に過重な負担を強いることがないように、残高や毎年度の償還額等を踏まえて、適切な水準とすべきであること。」

※公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年８月）

（イ）本市水道局の考え方

水道事業を次世代に健全な姿で引き継いでいくため、新たな借入金を抑制し、負担を先送りしない。⇒借入金残高の上限400億円とする現行方針の継続

・企業債管理方針（借入条件等の考え方を記したもの）
　企業債残高（借入金残高）は400億円を上限とする
　建設改良費への借入金充当率は40%を上限とする
　企業債残高対給水収益比率は450%を上限とする（※企業債残高÷給水収益）

【借入金の目標】
将来世代に負担を先送りしないよう、現行の企業債管理方針を継続する。
・企業債残高見込み（R13末）：約293億円
・建設改良費への借入金充当率：35%
・企業債残高対給水収益比率（R13末）：362.5%

（５）料金水準の見直し～令和９年度以降の財政収支見通し（料金改定後）～

■令和９年度から令和13年度までの財政収支見通し（料金改定後）について

①収益的収支は、毎年度黒字となる見込みである。

収益的収支（税抜）　（単位：億円）

区　分	R9	R10	R11	R12	R13	後期計
収入A	96.7	95.2	93.9	92.4	91.1	469.3
支出B	89.0	91.3	91.9	92.2	91.1	455.5
純利益A-B	7.7	3.9	2.0	0.2	0.0	13.8

資本的収支（税込）　（単位：億円）

区　分	R9	R10	R11	R12	R13	後期計
収入A	42.0	42.3	29.6	28.3	27.2	169.4
支出B	90.2	88.6	76.7	72.9	77.7	406.1
収支不足B-A	48.2	46.3	47.1	44.6	50.5	236.7

②資金残高は、令和13年度末で29.0億円となり、非常時の運転資金２か月分として28億円以上を確保できる見込みである。

資金残高　（単位：億円）

区　分	R9	R10	R11	R12	R13	後期計
資金残高	44.1	43.1	39.3	36.6	29.0	

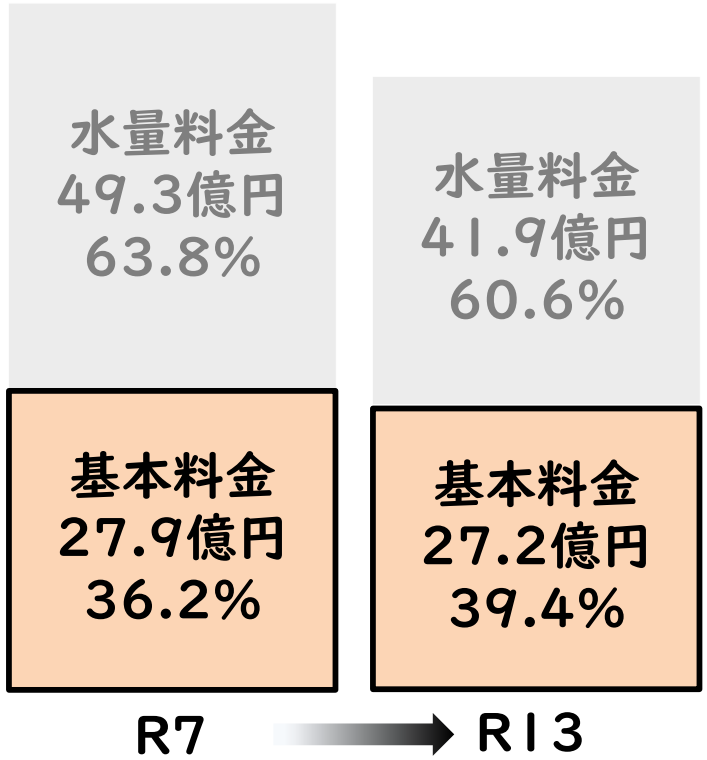
③借入金は、令和13年度末で292.9億円となり、現行方針の借入金残高上限400億円の範囲内となる見込みである。

借入金　（単位：億円）

区　分	R9	R10	R11	R12	R13	後期計
借入金残高	271.6	278.4	282.5	286.3	292.9	

（６）料金体系の見直し　～基本料金と水量料金の割合の見直し～

～基本料金の割合の引上げ～



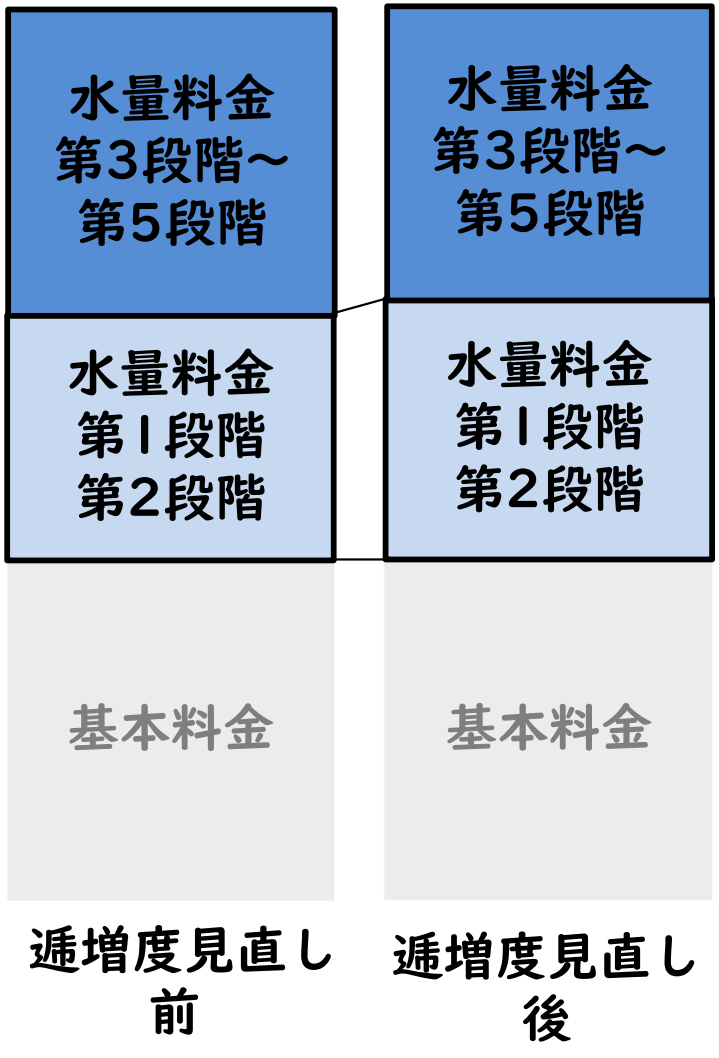
現行料金での
基本料金割合の推移

目的	固定費は、基本料金で回収するという原則に近づける。 水量減少に影響されにくくします（共通目的）。
方法	現状の基本料金の割合（36.2%）を踏まえ、引き上げるかどうか、その割合の目標をどうするか検討する。 （他市の状況なども活用）
論点	基本料金の割合は、現在のままでも年々高まっている中、今後も高まる推計（R13：39.4%）をどう捉えていくのか。
留意点	急激な負担割合の変更は、理解を得にくい。
改定の方向性	水需要の減少に影響されにくい体系に徐々に変更していくため、基本料金の割合を引き上げる。
改定	**基本料金の改定率を「平均改定率＋１%」とする。**

※R7の基本料金は、水道料金負担軽減事業の免除額4.5億円を加えた額で計算

（６）料金体系の見直し　～水量料金の逓増制の見直し～

～逓増度の緩和（第１段階単価と第５段階単価の差の縮小）～



目的	使用量に応じた公平負担という原則に近づける。 水量減少に影響されにくくする（共通目的）
方法	現状の逓増度3.16※を踏まえ、引き下げるかどうかを検討する。（他市の状況なども活用） ※　第５段階260.7円÷第１段階82.5円＝3.16
論点	生活用水使用者（安価な水の提供）と大口需要者（高単価の水の提供）との負担バランスをどう捉えるのか。
留意点	逓増度の大幅な引き下げは、生活用水使用者の負担増となり、理解を得にくい。
改定の方向性	水需要の減少に影響されにくい体系に徐々に変更していくため、逓増度を緩和する。
改定	**水量料金の各段階の改定率に傾斜をかける。** 第１段階：18.6% 第２段階：17.6% 第３段階：16.6% 第４段階：15.6% 第５段階：14.6%

（７）料金水準と料金体系の見直し（まとめ）

料金改定（制度全体）

算定期間	令和９年度から令和13年度までの５か年間
平均改定率	17%

料金改定

基本料金	全口径＋18%改定
水量料金（一般用）	第１段階単価＋18.6%改定、第２段階単価＋17.6%改定、 第３段階単価＋16.6%改定、第４段階単価＋15.6%改定、 第５段階単価＋14.6%改定
料金体系	基本料金：水量料金（R13末）＝39.7%：60.3% 逓増度　3.06
料金制度見直しのポイント	・水需要の減少に影響されにくい料金体系を目指し、基本料金の割合を引上げ、水量料金の逓増度を緩和する。 ・経営の健全化を図り、施設の更新費用を確保するとともに、負担は将来世代に先送りしない。

水道料金表（基本料金と一般用水量料金）の改定イメージ図

基本料金		水量料金			
口径	改定率	（水量料金全体）	使用水量	改定率	逓増度の見直し
13mm	18%	16.6%	第1段階 1㎥～10㎥まで	18.6%	-
20mm			第2段階 11㎥～20㎥まで	17.6%	2.08→2.06
25mm			第3段階 21㎥～50㎥まで	16.6%	2.59→2.54
30mm			第4段階 51㎥～100㎥まで	15.6%	2.89→2.82
40mm			第5段階 101㎥以上	14.6%	3.16→3.06
50mm					
75mm					
100mm					
150mm					
200mm					

17%

平均改定率

（平均改定率より高く）基本料金の改定率

（平均改定率より低く）水量料金の改定率

③水量料金の逓増度の見直し
＝低単価の改定率を高めにし、高単価の改定率を低めにし、第１段階から第５段階までの料金格差を小さくする。

②基本料金と水量料金の割合の見直し

①料金水準の見直し　＝　平均改定率　１７％

（７）料金水準と料金体系の見直し（まとめ）

料金改定　**水量料金(特殊用)**

	改定率	見直しポイント
浴場用の水量料金	第１段階単価：＋18.6% 第２段階単価：＋17.6%	料金負担の公平性の観点から、従前と同様、水量料金（一般用）と同率改定とする。
船舶用の水量料金	単価：＋14.6%	これまでの考え方を継続し、水量料金（一般用）の第５段階の単価と同額改定とする。
私設消火栓消防演習用の水量料金	１基・10分当たり単価 ：＋25.3%	これまでの考え方を継続し、「料金原価（１㎥あたりの水道料金）×10分間」で算出した額による改定とする。
臨時用の水量料金	一般用の水量料金の第５段階と同額	水道水を有効活用し、経営の一助となるよう料金区分を新設します。

（８）水道料金表～現行料金と改定後の水道料金比較（税込・１月あたり）～

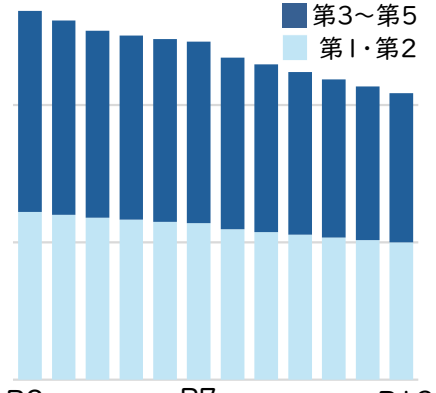
基本料金				
口径	現行(円) ①	改定後(円)	差額(円) ②-①	改定率
13mm	1,188	1,397	209	18%
20mm	2,376	2,794	418	
25mm	4,400	5,192	792	
30mm	8,360	9,856	1,496	
40mm	12,980	15,312	2,332	
50mm	23,760	28,028	4,268	
75mm	63,800	75,284	11,484	
100mm	126,500	149,270	22,770	
150mm	353,100	416,658	63,558	
200mm	469,700	554,246	84,546	

水量料金（1㎥につき）					
区分		現行(円)	改定後(円)	差額(円) ②-①	改定率
一般用	第1段階 1～10㎥まで	82.5	97.9	15.4	18.6%
	第2段階 11～20㎥まで	171.6	201.3	29.7	17.6%
	第3段階 21～50㎥まで	213.4	248.6	35.2	16.6%
	第4段階 51～100㎥まで	238.7	276.1	37.4	15.6%
	第5段階 101㎥以上	260.7	299.2	38.5	14.6%
特殊用	浴場用 1～500㎥まで	66.0	78.1	12.1	18.6%
	浴場用 501㎥以上	137.5	161.7	24.2	17.6%
	船舶用	260.7	299.2	38.5	14.6%
	臨時用	-	299.2	-	（新設）
	私設消火栓消防演習用（1栓10分につき）	2,387.0	2,992.0	605.0	25.3%

【参考】一般用の水量料金に係る改定率の考え方

水量料金による収入は減少傾向にあり、主に生活用水使用者に利用いただく第１、第２段階 の減少幅に比べ、大口使用者に利用いただく第 ３～第５段階の減少幅が大きい。

このため、使 用者数が多い第１、第２段階の改定率を高くし、水需要減少の影響を受けにくくするもの。



水量料金収入の推移

改定後と一律16.6%とした場合の比較

区分		改定後	改定率	一律16.6%とした場合	改定率	比較
一般用	第1段階	97.9円	18.6%	95.7円	16.6%	2.2円
	第2段階	201.3円	17.6%	200.2円		1.1円
	第3段階	248.6円	16.6%	248.6円		0.0円
	第4段階	276.1円	15.6%	278.3円		△2.2円
	第5段階	299.2円	14.6%	303.6円		△4.4円

（９）影響シミュレーション（１か月分・消費税込み）

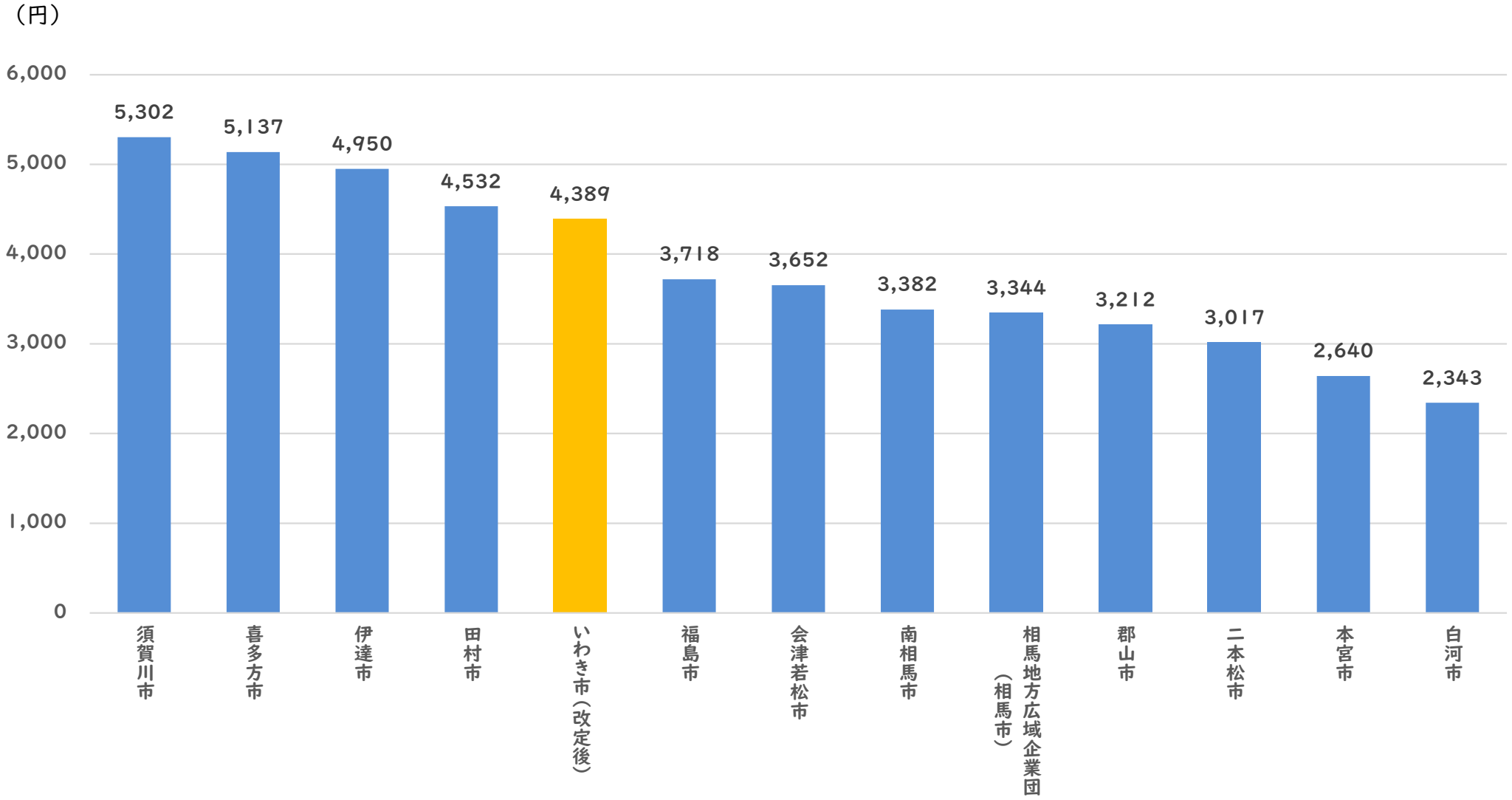
一般家庭等モデルケースの料金シミュレーション　※使用水量は、R７の口径ごと平均使用水量

使用口径	13mm（一般家庭）			40mm	100mm
使用水量	7㎥	13㎥	20㎥	163㎥	2,635㎥
イメージ					
	（単身世帯）	（2人世帯）	（４人世帯）	（店舗等）	（工場等）
現行水道料金	1,765円	2,527円	3,729円	50,282円	808,252円
改定水道料金	2,082円	2,979円	4,389円	58,416円	931,997円
改定差額	＋317円	＋452円	＋660円	＋8,134円	＋123,745円
値上率	＋18.0%	＋17.9%	＋17.7%	＋16.2%	＋15.3%

※利用者の口径や水量によって、改定差額や値上率は異なります。

(10) 水道料金（１か月分・消費税込み）の県内１３市比較

口径13mm、使用水量20㎥の場合の水道料金について、県内の自治体と比較したもの
※口径や使用水量により順位は変わります。



令和9年4月時点見込み

【参考】市長から第20次水道事業経営審議会への諮問（抜粋）

【諮問】
今後の水道事業経営に関する事項
- 水道料金水準等の見直しについて
- いわき水みらいビジョン2031の取組状況について

（主な内容）

・第19次水道事業経営審議会の答申では

「現行の水道料金体系を維持した場合、今後も水需要の減少により、
水道料金収入の減少が避けられない見込みである。」
「水需要の減少に影響されにくい水道料金体系への変更が必要であり、
基本料金と水量料金の割合の見直しや水量料金の逓増制の見直しを検討すること。」

「加えて、水道施設の老朽化や自然災害への対応、物価高騰などによる厳しい状況を踏まえ、安定経営に資するため、料金水準の見直しも検討すること。
ただし、水道料金の見直しは、生活用水使用者への影響も大きいことから、今後設置される審議会において慎重に審議すること。」とされました。

・　持続可能な経営基盤の強化に向けて、経営効率化の取組を引き続き実施することはもとより、安定経営に資するため、水道料金の水準と体系の見直しを具体的に検討する必要があります。

【参考】第20次水道事業経営審議会の開催状況等

開催回	開催月日	審議内容	具体的な項目
第1回	R8.1.29	水道料金に関する前提条件の確認	・財政計画の見通し ・料金収入の推計など
第2回	R8.3.19	水道料金体系の検証	・料金体系の見直し 基本料金収入の割合の引上げ 水量料金の逓増制の見直し
第3回	R8.7.2	経営効率化の取組・ 水道料金制度の見直し①	・経営効率化の効果額 ・水道料金水準の見直しなど （平均改定率）
第4回	R8.7.16	水道料金制度の見直し② （特殊な用途・料金表（案））	・特殊な用途の改定 ・使用者ごとの値上率 ・料金表（案）など
第5回	R8.8.20	事業評価（令和7年度） 答申案の審議	・事業評価・重要業務指標など ・答申書の確認
答申	R8.9.30	市長への答申	・水道料金水準等の見直し